

「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について(令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)」の一部改正(新旧対照表)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(前略)</p> <p>1. 新たな医療提供体制整備に関する基本的な考え方について(略)</p> <p>○ 都道府県は、保健所設置市及び特別区を含む基礎自治体と連携して医療提供体制整備を行うこと。特に、今後の感染拡大に備えて、感染状況が小康状態にある時期から、これらの自治体・保健所と、情報共有をはじめとした連携を図ること。</p> <p><u>○ また、医療提供体制整備については、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制だけでなく、その他の疾患に対する医療体制も含めた医療提供体制を検討・整備する必要があることから、感染症担当部局のみならず、医療提供体制整備を担当している部局と合同で対応すること。</u></p> <p><u>○ 保健所設置市及び特別区は新型コロナウイルス感染者の発生や重症度、クラスターの発生などの情報について、都道府県や、都道府県を通じて隣県へ早急に情報提供を行うこと。更に、都道府県は、必要に応じて厚生労働省に相談や情報提供を行うこと。</u></p>	<p>(前略)</p> <p>1. 新たな医療提供体制整備に関する基本的な考え方について(略)</p> <p>○ 都道府県は、保健所設置市及び特別区を含む基礎自治体と連携して医療提供体制整備を行うこと。特に、今後の感染拡大に備えて、感染状況が小康状態にある時期から、これらの自治体・保健所と、情報共有をはじめとした連携を図ること。</p>

○ 都道府県は、新型コロナウイルス感染症が早期には収束しない可能性も考慮しつつ、「新型コロナウイルス感染症との共存」も見据えた中長期的な目線で医療提供体制整備を行うこと。特に、次の感染拡大が生じるまでの間に、着実な整備を図ること。また、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療のみならず、他の疾患等の患者に対する必要な医療も両立して確保することを目指し、医療提供体制を整備すること。特に、感染状況が小康状態にある場合には、医療機関が、これまで延期等を行っていた予定入院・予定手術等について、予定を組み直して再開することなどができるよう、体制整備の取組を進めること。

(略)

○ なお、「別紙1:今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について(概要・イメージ図)」において、本事務連絡の概要やイメージについて示しているため、適宜参考にされたい。

○ また、重症化リスクのある高齢者や基礎疾患を有する者に対して、人混みを避けるなど、感染予防に十分に注意を払うよう呼び掛けることで、重症者の発生をできるだけ抑止していくことが何よりも重要である。

○ 都道府県は、新型コロナウイルス感染症が早期には収束しない可能性も考慮しつつ、「新型コロナウイルス感染症との共存」も見据えた中長期的な目線で医療提供体制整備を行うこと。特に、次の感染拡大が生じるまでの間に、着実な整備を図ること。また、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療のみならず、他の疾患等の患者に対する必要な医療も両立して確保することを目指し、医療提供体制を整備すること。特に、感染状況が小康状態にある場合には、医療機関が、これまで延期等を行っていた予定入院・予定手術等について、予定を組み直して再開することなどができるよう、体制整備の取組を進めること。

(略)

○ なお、「別紙1:今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について(概要・イメージ図)」において、本事務連絡の概要やイメージについて示しているため、適宜参考にされたい。

<p>2. (略)</p> <p>3. 入院医療体制について (1)・(2) (略)</p> <p>(3)医療機関間の役割分担について &lt;重点医療機関の確保&gt; (略)</p> <p>○ 今後、「2. 新たな「流行シナリオ」を踏まえた都道府県ごとの患者推計について」に基づき都道府県ごとに算出される患者推計を踏まえて対策を推進していくことに鑑み、都道府県においては、引き続き、重点医療機関を中心とした新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制の確保を一層進めること。例えば、各フェーズで必要となる即応病床について、常に空床としておく、あるいはすぐさまその病床で療養している患者を転床させる等により、初期のフェーズにおいては重点医療機関から優先的に即応病床の確保を割り当てていくなどの効率的な病床確保を進めること。</p> <p>(略)</p>	<p>2. (略)</p> <p>3. 入院医療体制について (1)・(2) (略)</p> <p>(3)医療機関間の役割分担について &lt;重点医療機関の確保&gt; (略)</p> <p>○ 今後、「2. 新たな「流行シナリオ」を踏まえた都道府県ごとの患者推計について」に基づき都道府県ごとに算出される患者推計を踏まえて対策を推進していくことに鑑み、都道府県においては、引き続き、重点医療機関を中心とした新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制の確保を一層進めること。例えば、各フェーズで必要となる即応病床について、常に空床としておく、あるいはすぐさまその病床で療養している患者を転床させる等により、初期のフェーズにおいては重点医療機関から優先的に即応病床の確保を割り当てていくなどの効率的な病床確保を進めること。</p> <p>(参考) <del>「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について(改訂)」(令和2年3月26日付け事務連絡)</del></p> <p>(略)</p>
---	---

(4)・(5) (略)

(6)その他

(略)

○ 今後、海外との間で人の往来が再開される動きが強まる中、国内に居住地をもたない外国人についても、当該外国人の受入企業や国(検疫所)と緊密に連携し、必要な受診・入院につながるよう適切に対応すること。

○ 患者の治療に必要な人員や設備等の確保が可能であれば、非稼働病床や開設許可前の医療機関を活用することも検討すること。

○ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第 11 号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)においては、新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者については、原則、感染症指定医療機関における感染症病床に入院させなければならないこととなっているが、法第 19 条第1項ただし書において、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること、又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能となっていること。

(4)・(5) (略)

(6)その他

(略)

○ 今後、海外との間で人の往来が再開される動きが強まる中、国内に居住地をもたない外国人についても、当該外国人の受入企業や国(検疫所)と緊密に連携し、必要な受診・入院につながるよう適切に対応すること。

○ 医療機関においては各地域の住民に対する感染症に関する医療を提供する必要があること等に鑑みて、新型コロナウイルス感染症患者等を感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させる場合、または、感染症指定医療機関以外の医療機関に搬送する場合については、下記の点が確保されていること。

- ・ 個室に入院させることが望ましいが、新型コロナウイルス感染症の診断が確定している患者においては、同一の病室で治療することも差し支えないこと
- ・ 入院患者が使用するトイレが他の患者等とポータブルトイレ等の使用により共同使用ではないこと
- ・ その他、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める感染症指定医療機関の基準」(平成 11 年3月 19 日厚生省告示第 43 号)及び「感染症指定医療機関の施設基準に関する手引きについて」(平成 16 年健感発各都道府県衛生主管部(局)長宛厚生労働省健康局結核感染症課長通知)を参考にしつつ、適切に病床を確保すること

<参考>

○ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める感染症指定医療機関の基準」(平成 11 年3月 19 日厚生省告示

<p>第 43 号)</p> <p>○「<u>感染症指定医療機関の施設基準に関する手引きについて</u>」(平成 16 年健感発第 0303001 号各都道府県衛生主管部(局)長宛厚生労働省健康局結核感染症課長通知)</p> <p>4～9. (略)</p>	<p>4～9. (略)</p>
--	-----------------